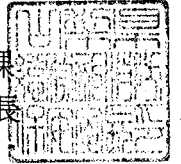


消保第1576号
平成26年8月12日

(一社)山梨県エルピーガス協会長 殿

山梨県総務部防災危機管理課
消 防 保 安 室 長



山小屋における一酸化炭素中毒事故防止に関する注意喚起について（通知）

日頃より、山梨県のLPガス保安行政に御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。
このことについて、経済産業省から別紙のとおり依頼があり、県内の山小屋等代表者に対して別添写しのとおり通知しましたので、ご了承ください。

保安管理担当 渡邊、草場
TEL 055-223-1434
FAX 055-223-1429





消保第1576号
平成26年8月12日

山小屋代表者 殿

山梨県総務部防災危機管理課
消 防 保 安 室 長



山小屋における一酸化炭素中毒事故防止に関する注意喚起について（通知）

日頃より、山梨県のLPガス保安行政に御理解、御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、平成26年7月29日に発生した富士山八合目山小屋における一酸化炭素に起因する死亡事故に関わり、LPガスの適切な使用等について御依頼したところですが（平成26年8月5日付け、消保第1466号山梨県消防保安室長依頼）、この度、これに関連して経済産業省から別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、貴山小屋においてガスを燃料とする風呂釜、給湯器及び業務用こんろ等の燃焼器を使用されている場合は、今回の事故と類似の事故の再発を防止するため、次の事項等に注意してください。

1. 屋外用の風呂釜及び給湯器は、屋内で使用しないこと。
 2. 排気筒を設置する必要がある風呂釜及び給湯器等の燃焼器は、排気筒を設置すること。
 3. 屋内用の風呂釜、給湯器及び業務用こんろ等の燃焼器を使用する際、換気が不十分な場合は、不完全燃焼により一酸化炭素（CO）が発生し、危険であるため、十分に換気を行うこと。
 4. 標高の高い場所（概ね標高800mを超える場所）において風呂釜、給湯器及び業務用こんろ等の燃焼器を使用する場合は、メーカー又は機種によって使用できない場合があるため、使用する場所（標高）において対応可能な機器であるかを確認すること。
 5. 風呂釜、給湯器及び業務用こんろ等の燃焼器を使用する場合は、使用する前に「取扱説明書」をよく読み、使用上の注意を守り、正しく使用すること。
 6. 万一の不完全燃焼に備えてCO警報器の設置が望ましいこと。
 7. LPガス販売事業者等による保安業務の実施が困難な山小屋等に対する質量販売については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第17条に基づき特則承認を受ける必要があるため、詳しくはLPガス販売事業者に相談すること。
- ※ 質量販売とは、ガスマーターを設置しないで、直接LPガス容器から燃焼機器に接続して使用する場合の販売方法。

保安管理担当 渡邊、草場

TEL 055-223-1434

FAX 055-223-1429



経済産業省

26 商ガ安第 17 号
平成 26 年 8 月 7 日

山梨県総務部防災危機管理課 消防保安室長 殿

経済産業省商務流通保安グループガス安全室長

山小屋における一酸化炭素中毒事故防止に関する注意喚起について

上記の件について、経済産業省は別添のとおり、山小屋における一酸化炭素中毒事故防止に関する注意喚起を行うこととしました。

つきましては、貴都道府県の山小屋組合等に対し、別添事項について周知いただくようお願いいたします。

